

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成29年
9月8日
(金曜日)

目次

- 告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一
- 指定施業要件の変更予定保安林 (下関市) (森林整備課) 三
- 公告
家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報 (畜産振興課) 三
- 下関都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) 三
- 開発行為に関する工事の完了 (建築指導課) 四
- 公安委告示
機械警備業務管理者講習の実施 四



山口県告示第三百十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の設置が環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十九年九月八日から同月二十八日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市市民生活部環境課において公衆の縦覧に供する。

平成二十九年九月八日

山口県知事 村岡 嗣政

- 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 西日本医療サービス株式会社
住 所 山陽小野田市大字西高泊一三五二番地の二
- 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 西日本医療サービス株式会社
所在地 山陽小野田市大字西高泊一三五二番地の二
- 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使用の方法	
	能 (kg/時)力	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 一日当たりの使用時間
六七	一〇〇	平成二九年、 九月、三〇	平成二九年、 一〇、一	平成二九年、 一〇、二	断 続 八時間 変動なし

備考 「六七」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十七号の洗濯業の用に供する洗浄施設をいう。

No. 5 排水口	No. 1 排水口	排水		水の汚染状態の値		排水の一日当たりの量 (m ³)
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	窒素	
七・〇	七・五	通	通	通	通	通
〃	八・六	最	最	最	最	最
五〇	三〇	大	大	大	大	大
六〇	三五	大	大	大	大	大
四〇	三	通	通	通	通	通
五〇	五	最	最	最	最	最
三〇	三	大	大	大	大	大
二〇	五	通	通	通	通	通
三〇	一〇	最	最	最	最	最
六	〇・五	通	通	通	通	通
八	一	最	最	最	最	最
五	二七五	常	常	常	常	常
七	三〇〇	大	大	大	大	大

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

排水処理施設	項目		汚水の汚染状態の値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	処理後	処理前	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
〃	七・五	九・三	通	通	〃
〃	八・六	一〇・三	最	最	〃
〃	五・八	二〇〇	大	大	四六一・二
〃	三〇	二〇〇	大	大	五二〇・五
〃	三三	八〇	通	通	〃
〃	三五	一〇〇	最	最	〃
〃	三	三〇	大	大	〃
〃	五	三〇	通	通	〃
〃	一〇	三〇	最	最	〃
〃	〇・五	五	通	通	〃
〃	一	八	最	最	〃

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

排水処理施設	種類	構造	能力 (m ³ /日)	処理の方式	使用時間	使用時間	変動なし	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日

四 汚水等の処理施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

備考	種類	汚水等の汚染状態の値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。	六七	通	通	〃
		常	常	〃
		最	最	〃
		大	大	〃
		通	通	〃
		常	常	〃
		最	最	〃
		大	大	〃
		通	通	〃
		常	常	〃
		最	最	〃
		大	大	〃
		通	通	〃
		常	常	〃
		最	最	〃
		大	大	〃
		通	通	〃
		常	常	〃
		最	最	〃
		大	大	〃

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

山口県告示第三百十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である。

平成二十九年九月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的保安林の指定をする件(昭和五十一年農林省告示第千二百十七号(八に係るものに限る。))、保安林の指定をする件(昭和五十九年農林水産省告示第千九百七十九号(一に係るものに限る。))及び保安林の指定に関する告示(昭和六十年山口県告示第七十一号)に定めるところによる。

二 変更に係る指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法
変更しない。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産振興部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

下関市大字田倉字差葉一二八の一、一二八の二、字田倉山二五二の七八、二五二の八二から二五一の八五まで、二五一の八七から二五一の八九まで、大字小月町字堂迫三四六、字大行三四六の二、三四六の四、字梅ノ木六三九の二、大字福江字河内四三六の一、字竜王八七二の一六六から八七二の一六九まで、大字楠乃字霊鷲五五一の三、大字蒲生野字深坂六二八の一四、大字松屋字道祖峠六五八、大字内日上字入野河内一〇八四の五から一〇八四の七まで、一〇八四の九から一〇八四の二一まで、一〇八四の三七から一〇八四の八〇まで、一〇八四の八二から一〇八四の九七まで

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

下関市大字田倉字田倉山二五二の八七・大字楠乃字霊鷲五五一の三(以上二筆

について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができるとする立木は、下関市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産振興部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)



(二五三) 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第八条第一項の規定により、農林水産大臣から次の家畜につき、種畜証明書を書換交付した旨の通報がありました。

平成二十九年九月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

種畜証明 番号	名	前	品 種	生年月日	産 地	検査 成績	飼養者の住所及 氏名又は名称
一一四〇八五 一四二九八	幸太郎		その他	平成二七、 二二、二六	山 口 県	級外	萩市見島 多田一馬

(二五四) 下関都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧

下関市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による下関都市計画道路の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十九年九月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

下関都市計画道路三・五・三十六山の口旭線

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(二五五) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十九年九月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開発区域に含まれる地域の名称

熊毛郡田布施町大字下田布施字飾り

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

熊毛郡田布施町大字下田布施七〇四番地の一

マット株式会社



山口県公安委員会告示第四十二号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第四十二条第二項第一号の機械警備業務管理者講習を次のとおり実施する。

平成二十九年九月八日

山口県公安委員会

一 講習の日時及び場所並びに受講者の定員

(一) 日時 平成二十九年十月二十三日（月曜日）から同月二十五日（水曜日）までの

午前九時から午後五時三十分まで

(二) 場所 山口市湯田温泉五丁目一番一号 カリエンテ山口（山口県婦人教育文化会館）

(三) 受講者の定員 二十人

二 受講申込書の受付期間

平成二十九年九月二十五日（月曜日）から同月二十九日（金曜日）まで

ただし、受付期間内であっても、申込者の人数が受講者の定員の数に達したときは、受付を締め切るものとする。

三 受講申込書の提出先

山口県内の最寄りの警察署

四 受講申込書の提出方法

受講申込書は、持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。

五 提出書類

(一) 機械警備業務管理者講習受講申込書（警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号）別記様式第一号によること。）

(二) 写真（縦三センチメートル、横三センチメートルとし、申込前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身像及び無背景のものとする。）

六 受講手数料

三万八千円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

七 講習の実施の委託

講習は、山口市宮島町五番一三号 一般社団法人山口県警備業協会に委託して実施する。

八 その他

この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番一号 山口県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話〇八三一九三三〇一一〇）にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十二円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。